

※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

## 総合評価に関する事項

工事名 R2警管 徳島板野警察署 北・鯛浜 防災機能強化電気設備浸水対策他工事  
工事箇所 板野郡北島町鯛浜

### 1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

#### ① 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成22年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（3件以内）	工事成績評価 = $\Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$ 評価は整数（小数第1位を四捨五入） <15点を上限とする> Yn : 工事成績評定点（3件まで申告） $\beta_n$ : 請負金額（竣工時）の補正係数 ・ 2,500万円以上の場合 : $\beta = 1.5$ ・ 1,000万円以上2,500万円未満の場合 : $\beta = 1.2$ ・ 1,000万円未満の場合 : $\beta = 1.0$	0~15	/ 15.0
ISO等	ISO9001, ISO14001, エコアクション21のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
手持ち工事数	徳島県が発注する当初設計金額が4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が0件	20.0	/ 20.0
	徳島県が発注する当初設計金額が4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が1件以上	0.0	

#### ② 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の資格	技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者又は1級電気工事施工管理技士	5.0	/ 5.0
	2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	3.0	
	上記以外	0.0	
平成22年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（3件以内）	工事成績評価 = $\Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$ 評価は整数（小数第1位を四捨五入） <15点を上限とする> Yn : 工事成績評定点（3件まで申告） $\beta_n$ : 請負金額（竣工時）の補正係数 ・ 2,500万円以上の場合 : $\beta = 1.5$ ・ 1,000万円以上2,500万円未満の場合 : $\beta = 1.2$ ・ 1,000万円未満の場合 : $\beta = 1.0$	0~15	/ 15.0

③ 地域貢献度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域防災力 (災害時支援協定)	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用 (県内下請け) (除外する工種は別表に記載)	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	除外する工種ではなく、全ての工種を県内企業活用（県内下請け）の評価の対象とする。
----------	------------------------------------------

④ 地域精通度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域精通度 (地区内の範囲は、次の表に記載)	主たる営業所が東部〈徳島・旧鳴門〉地区内にある	20.0	/ 20.0
	上記以外	0.0	

「東部〈徳島・旧鳴門〉地区内」の範囲	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、北島町、藍住町、鳴門市、松茂町、板野町
--------------------	------------------------------------------------

⑤ 低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の(2)に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が電気工事である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約（以下「低入札契約」という。）した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）の行った入札の評価に当たっては、低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。

なお、減点の結果、評価項目の得点合計が0点未満となった場合は、失格とする。

## 2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次のように算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \text{ (単位: 億円)}$$

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「1 入札の評価に関する基準」に基づき、次のように算出する。

$$\text{加算点} = (\text{1 ①} \sim \text{④} \text{の得点の合計} + \text{⑤} \text{の減点 (該当する場合)}) \div 90 \text{点} \quad (\text{1 ①} \sim \text{④} \text{の配点の合計}) \times 15 \text{点}$$

なお、評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

## 3 低入札工事に対する減点措置

- この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は、「減点措置の期間」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、10点減点される。ただし、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限る。なお、減点は累積する。

減点措置の対象となる期間

この入札において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、次の表に記載する期間において、減点措置の対象となる。

減点措置の期間	契約締結日から令和3年3月17日まで
---------	--------------------

#### 4 手持ち工事数措置期間

この入札は、総合評価に関する評価項目「手持ち工事数」の対象工事であり、この工事を受注した者は、次の表に記載する期間（手持ち工事数措置期間）において、手持ち工事を有するものとする。ただし、この工事が次の表に記載する期間までにしゅん工した場合は、工事しゅん工承認の通知日までとする。また、発注者から手持ち工事数措置期間の変更通知等があった場合は、これによるものとする。

なお、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第47条又は第48条により契約を解除した場合は、約款第50条第1項に基づく出来型部分の引渡しを行った日までとする。

手持ち工事数措置期間	契約締結日から令和3年3月17日まで
------------	--------------------

## 『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

### ■企業の施工能力の評価

○総合評価（施工能力審査型）加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

- ・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$$

Y<sub>n</sub>：工事成績評定点

β<sub>n</sub>：請負代金額の補正係数      最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5  
                                                  1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2  
                                                  1,000万円未満の場合：β=1.0

- ・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。
- ・工事成績評定点は、平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成22年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。

参考：国土交通省のホームページ（[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000001\\_1.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)）

- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「電気工事」の場合に限る。

- ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。（ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○評価項目（ISO等）

- ・入札公告日における取得等の状況を評価する。
- ・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

### ■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（施工能力審査型）加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

- ・配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、評価の対象としないので注意すること。
- ・配置予定技術者は3名まで申請できるが、複数申請した場合は、評価の最も低い者で評価する。
- ・配置予定技術者の評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。
- ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
- ・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（工事成績）

- ・工事成績は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$$

Y<sub>n</sub>：工事成績評定点

β<sub>n</sub>：請負代金額の補正係数      最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5  
                                                  1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2  
                                                  1,000万円未満の場合：β=1.0

- ・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。
- ・工事成績評定点は、平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成22年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。

参考：国土交通省のホームページ（[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000001\\_1.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)）

- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「電気工事」の場合に限る。
  - ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。
- 配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間の加算申請
- ・配置予定技術者が平成22年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「出産・育児等」という。）を理由とした一時休業を通算で1年間（365日）以上取得している場合は、別に示す「出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間を加算することができる。

## ■地域貢献度の評価

- 総合評価（施工能力審査型） 加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
- 評価項目（地域防災力：災害時支援協定）  
　経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち、次の項目を満足するもの。
  - ・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
  - ・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

## ■地域精通度の評価

- 評価項目（地域精通度）  
　・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。